（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］

第三十三条の七第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の八第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の八の二第一項	［略］ 及び住所	［略］ 、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の八の三第一項	［略］ 及び住所	［略］ 、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の九第一項第一号	［略］ 及び住所	［略］ 、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号
［同上］	［同上］	［同上］

第三十三条の七第二項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八の二第一項	［同上］ 及び住所	［同上］ 、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八の三第一項	［同上］ 及び住所	［同上］ 、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の九第一項第一号	［同上］ 及び住所	［同上］ 、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］